**熊木連第１８７号**

**令和５年１０月３１日**

**合法木材認定事業者**

**木質バイオマス認定事業者　様**

**（一社）熊本県木材協会連合会**

**会　長　鍬本　行廣**

**（会長印省略）**

**合法木材利用促進法改正等セミナーの開催について（ご案内）**

**合法木材・木質バイオマス認定事業者各位におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。**

**また、日頃から、県木連の運営並びに活動に格段の御理解と御協力を賜り心から感謝申し上げます。**

**さて、「都市（まち）の木造化推進法」が施行され、商業施設等民間建築物において、木材の利用が増加する中で、本年５月にクリーンウッド法が改正されました。また、県内において大規模な木質バイオマス発電施設の建設が進むなど、未利用材等を安定的に供給することが求められています。木材を取り扱う事業者としては、クリーンウッド法や合法木材及び木質バイオマスの証明のガイドラインに基づいて、適正に木材を需要者に供給していくことが重要となっています。**

**つきましては、改正されたクリーンウッド法などの制度の周知と適正な運用を期すため、事業認定者等を対象としたセミナーを下記により開催することといたしましたので、分別管理責任者等のご出席を賜りますよう御案内申し上げます。**

**なお、準備の都合上出欠につきまして、別紙により令和５年１１月２８日（火）までに御報告いただきますようお願いいたします。**

* **別紙様式は、県木連のホームページからダウンロードできます。**

**記**

**１　日　時：令和５年１２月１２日（火）　１３時３０分～**

**受　付：１３時００分～**

**２　場　所：「ホテル熊本テルサ」３階　大会議室（たい樹　北）**

**熊本市中央区水前寺公園２８－５１**

**(電話096－３８７－７７７７）**

**３　参集者：県木連が認定した事業認定者等**

**４　次　第**

**（１）　開会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　13:30**

**（２）　内容**

**①クリーンウッド法改正の概要について　　　　　13:40～14:40**

**②木質バイオマスの証明のガイドラインについて　14:40～15:00**

**③質疑応答　　　　　　　　　　　　　　　　　　15:00～15:３0**

**（３）　閉会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　15:30**

　**別　　紙**

**（FAX番号　０９６－３８２―７８９３）**

**出・欠について**

**令和５年１２月１２日（火）開催の合法木材利用促進法推進等セミナーの出欠につきまして下記のとおり報告します。**

**（＊いずれかに○をお願いします。）**

　　　　　　　　　　　　　記

**１　出　席　します。**

**会社名等**

**出席者　職・氏名**

**認定番号：**

**電話番号（連絡先）**

**２　欠　席　します。**

**会社名等**

**認定番号：合法木材（　　　　　）木質バイオマス（　　　　　）**

|  |
| --- |
| **送信先：熊本県木材協会連合会（長谷川宛）**  **ＦＡＸ番号　096-382-7893**  **Email**  **hasegawa@kumamotonoki.com** |